令和２年９月1日

瀬戸内市市民部税務課

**中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減について**

新型コロナウィルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税を事業収入の減少率に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

●軽減率

|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年（2020年）2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率 | 軽減率 |
| 50％以上 | 全額 |
| 30％以上50％未満 | 2分の1 |

●軽減の対象となる中小企業者等とは

|  |  |
| --- | --- |
| 個人の場合 | 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人  （租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人） |
| 法人の場合 | 資本金の額または出資金の額が１億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く）（租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人） |

大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

１．同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人、出資若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

２．2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

●対象となる税金

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税

●軽減を受けるための手続き

（１）依頼

軽減措置の対象となることについて、「認定経営革新等支援機関等　※１」の確認を受ける必要があります。市に提出する申告書の内容の確認を同機関に依頼してください。

（※１）国の認定を受けている税理士や金融機関、商工会議所などです。具体的な認定経営革新等支援機関については、下記のリンクをご覧ください。

中小企業庁HP「経営革新等支援機関認定一覧について」（外部リンク）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html

中小企業庁HP「認定経営革新等支援機関一覧」（外部リンク）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/

必要書類

|  |  |
| --- | --- |
| １．軽減申告書 | 申告書の様式は、下記「新型コロナウィルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告」をダウンロードしてください。  なお、事業用家屋に対する軽減を受けようとする場合は、申告書の「（別紙）特例対象資産一覧」についても、認定経営革新等支援機関等に確認依頼をしてください。 |
| ２．収入減を証する書類 | 会計帳簿や青色申告決算書の写しなど |
| ３．特例対象家屋の事業用割合を示す書類 | 所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等  （事業用家屋の固定資産税の軽減を受けようとされる方のみ） |
| ４．その他　場合によって提出が必要となる書類 | 〇法人の場合  法人登記簿謄本の写しなどの資本金を確認するための資料  〇収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合  猶予の金額や期間等を確認できる書類 |

申告書のダウンロード

瀬戸内市ホームページ参照

（２）確認

下記について、申告書の裏面に、認定経営革新等支援機関の確認を得てください。

|  |  |
| --- | --- |
| 中小事業者等であること | 〇個人の場合  常時使用する従業者が1,000人以下であること（申告書の誓約事項で確認）  性風俗関連特殊営業を行っていないこと（申告書の誓約事項で確認）  〇法人の場合  資本金または出資金の額が1億円以下であること（登記簿謄本の写し等で確認）  大企業の子会社でないこと（申告書の誓約事項で確認）  性風俗関連特殊営業を行っていないこと（申告書の誓約事項で確認）  資本・出資を有しない法人は、従業員数が1,000人以下であること（申告書の誓約事項で確認） |
| 事業収入が一定程度落ち込んでいること | 令和2年（2020年）2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入が前年同期間と比べ、減少していることが会計帳簿等で確認できること |
| 事業の用に供している資産であること | 特例の対象資産について事業用の割合を所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認できること |

（３）申告

下記の書類を市役所税務課へ提出してください。

・軽減申告書（認定支援機関等の確認を受けた原本）

・認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）

・令和3年度　償却資産申告書一式

市役所税務課への軽減申請の提出期限は、令和3年2月1日（月）です。

それまでに、認定支援機関等で確認を受け、書類を添えて申請いただく必要があります。

|  |
| --- |
| お問い合わせ先  〒701-4292  岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1  瀬戸内市役所市民部税務課資産税係  電話0869-22-1181 |